

インクルーシブ教育システム構築モデル事業委託要項

平成 2 5 年 月 日
初 等 中 等 教 育 局 長 決 定

1. 趣 旨

「障害者の権利に関する条約」や平成 2 3 年に改正された障害者基本法等の趣旨を踏まえ、現在、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められている。

中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」においては、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」とされている。

本事業は、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある子どもに対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）を活用した取組の実践研究を行い、その成果を普及するものである。

2. 委託事業の内容

学校の状況や地域の実態等に応じて、次の事業内容を実施する。詳細については、公募要領に別途定める。

- (1) インクルーシブ教育システム構築モデルスクール
- (2) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）
- (3) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）

3. 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を以下の団体に委託する。

- (1) インクルーシブ教育システム構築モデルスクール
 - ・都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる)
 - ・市区町村教育委員会
 - ・附属幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する国立大学法人
 - ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人

(2) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）

- ・都道府県・指定都市教育委員会

（都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる）

- ・市区町村教育委員会

- ・附属学校を設置する国立大学法人

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人

(3) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）

- ・都道府県・指定都市教育委員会

（都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる）

- ・市区町村教育委員会

- ・附属学校を設置する国立大学法人

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人

4. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の3月末日までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体は、2に示した事業内容ごとに定める事業実施計画書等を文部科学省に提出すること。

- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業実施計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、3に示した事業委託先に対し事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費を委託費として支出する。

- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、委託契約額の全部又は一部を概算払するものとする。

- (3) 受託団体は契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。

- (4) 受託団体は契約締結後、事業の実施過程において、事業実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、経費区分間の流用で経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合については、この限りではない。

- (5) 受託団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

- (6) 文部科学省は、受託団体が当該委託要項、委託契約書又は委託事業事務処理要領に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認めるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 事業完了（廃止等）及び成果の報告

受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、完了した日から10日を経過した日、又は3月末日のいずれか早い日までに委託事業完了（廃止等）報告書及び支出を証する書類の写並びに事業で得られた成果を取りまとめた成果報告書を文部科学省に提出するものとする。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体の担当者等による連絡協議会を開催する。
- (4) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。
- (7) 本事業については、平成28年度以降は国が経費の一部を補助する補助事業として実施する予定である。